社会福祉法人加治川郷　給与規則

（目　的）

第１条　この規則は、社会福祉法人加治川郷就業規則（以下「就業規則」という。）第 30 条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規則で職員とは、就業規則第３条第１項に掲げる者をいう。

（給与の種類）

第３条　この規則で給与とは、給料及び次に掲げる手当を総称し次に掲げたものをいう。

（１）　扶養手当
（２）　住居手当
（３）　通勤手当
（４）　特殊勤務手当
（５）　資格手当
（６）　時間外勤務手当
（７）　夜勤手当
（８）　管理職手当
（９）　期末・勤勉手当
(10)　退職手当
(11)　処遇改善手当

（給与の締切日及び支給日）

第４条　給料及び月額を単位として定額を支給する手当については、毎月初日から末日までの分を当該月の 21 日に支給し、勤務実績によって支給する手当については当該月の翌月の 21 日に支給する。

　期末手当及び勤勉手当については６月１日及び 12 月１日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは前日とする。（以下これらの日を「基準日」という。）から起算して１ヶ月を超えない範囲内で指定した日に支給する。

２　前項の支給日が休日又は金融機関の休業日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日又は金融機関の翌営業日に支給する。

３　前１項において、扶養手当、住居手当及び通勤手当を支給すべき新たな事実が発生した場合は、届出を受理した日の属する翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。

　なお、当該手当等を支給するべき事由が消滅した場合はその日の属する月（これらの日が初日であるときは、その属する月の前月）をもって終わる。

（単位あたりの給与額）

第５条　勤務単位あたりの給与額の算出は次のとおりとする。

（１）勤務１日あたりの給与額

$$(\text{給料月額}+\text{調整額}+\text{勤務手当})\times\frac{(\text{勤務の日から当月迄の日数})-(\text{勤務の日から当月迄の勤務を要しない日数})}{(\text{当月の日数})-(\text{当月の勤務を要しない日})}$$

（２）勤務１時間当たりの給与額

$$\frac{(\text{給料月額}+\text{調整額}+\text{勤務手当})\times 12}{1\text{週間当たりの勤務時間}\times 52}$$

（給与の控除）

第５条の２　次の各号に該当する期間または時間については、給与は支給しない。

（１）就業規則第４条の２（給与額の控除）の規程に該当する場合

（２）休職期間（ただし、就業規則第16条第１項第２号「公務傷病休職」に該当する場合を除く）

（３）月の途中において採用又は退職した場合で、その勤務しなかった部分

(給与の支給方法)

第６条　給与は、通貨を持ってその全額を職員に直接支給する。

２　前項の規定にかかわらず、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

３　次の各号に掲げるものは、前２項にかかわらず給与から控除する。

（１）法定控除

①各種公的保険料の本人負担分

②所得税、住民税等の源泉徴収

（２）協定控除

①職員の代表者と寮長の間で、書面により控除することを協定したもの

(給料表)

第７条　職員の給料は月額で定めることとし、給料表の種類は次に掲げるとおりとする。

（１）一般職給料表（別表１）一般職（支援員、栄養士、看護師、書記）

（２）技能職給料表（別表２）　技能職（調理員）

（手当等の支給基準）

第７条の２　第３条に規定する給料以外の諸手当の支給基準については別表２及び別紙１のとおりとする。

（等級格付と適用区分）

第７条の３　給料表における等級格付及び適用範囲は次のとおりとする。

（1）一般職級別職務分担表

等　級	職　　　　務	最終学歴
1　級	支援員等の職に在る者	高校卒 短大卒 大学卒
2　級		
3　級		
4　級	主任の職に在る者	
5　級	次長、課長、係長、主査の職に在る者	
6　級	寮長の職に在る者	

(注)職務欄の支援員等は、支援員、栄養士、看護師、書記をいう。

（2）技能職級別職務分担表

等　級	職　　　　務	最終学歴
1　級	技能員・調理員	中学卒 高校卒 短大卒
2　級	1級及び3級以外の技能員・調理員	
3　級	1級及び2級以外の技能員・調理員	
4　級	主任の職務	
5　級	4級以外の主任の職務	

（初任給）

第7条の4　新たに職員となった者については、別に定める内規に従い、その者の修学年数及び経験年数等を調整のうえ、初任給を決定する。

2　試用期間を経過し、引き続き職員として勤務させる者については、前条の適用区分に従い、その者の職務、学歴等によって等級を決定し、更に経験年数及び他の職員との均衡等を考慮して号給を決定する。

（定期昇給）

第8条　職員が現に受けている号給を受けるにいたったときから12ヶ月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、予算の範囲内において 1 号上位の号給に昇給させることができる。

2　職員のうち、55 歳に達した日以後直近の 3 月 31 日を越えて在職する職員は前項の規定にかかわらず昇給しない。

3　第1項の規定による昇給期日は、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日とする。

（昇給延伸）

第8条の2　職員が現に受けている号給を受けるにいったときから、次期昇給の時期となる日の前日までの間に、次の 1 に該当するときは最短昇給期間で昇給させないものとする。

（1）　就業規則第6条（休日）、同第10条（休暇）及び同第15条1項2号(公務傷病休職)に規定する場合以外の理由によって、勤務日の6分1以上に相当する日数を勤務しなかった場合

（2）　就業規則第29条の減給以上の懲戒処分を受けた場合

（特別昇給）

第9条　職員が各号の1に該当する場合は、その者の給料の昇給期間を短縮し、若しくは現に受けている号給より2号以上の号給までに特に昇給させ、又はいずれをも併せ行うことができる。

（1）　職員の功績が極めて顕著な場合、又はその成績が特に優秀である場合

（2）　就業規則第27条1項において、第1号を除く各号により表彰を受けた場合

（3）　休職中の職員が復職し、他の職員の給料と著しく不均衡を生じた場合

（昇　格）

第10条　職員が、一定の期間を良好な成績で勤務したときは、1等級上位の直近上位の号給に昇格させることができる。

(扶養手当)

第11条　扶養手当は扶養親族を有する職員に支給する。

2　前項の「扶養親族」とは次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者　（2）23歳未満の子　（3）60歳以上の父母

（4）23歳未満の弟妹　（5）重度心身障害者

(住居手当)

第12条　住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1）削除

（2）自ら居住するため月額一定額を超える家賃を支払って住宅を借り受けている職員

(通勤手当)

第13条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1）通勤のため交通機関を利用し、その運賃又は料金負担することを常例とする職員

（2）通勤のため交通用具を使用することを常例とする職員

2　前項において通勤距離が片道2km未満のものは該当しない。

3　出張、休暇、休職、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。

（特殊勤務手当）

第14条　著しく危険又は困難な業務と寮長が認める特殊な勤務に従事することを命ぜられた職員には、特殊勤務手当を支給する。

２　著しく危険又は困難な業務と寮長が認める特殊な勤務とは、新型コロナウイルス感染症にり患した利用者を隔離棟内において支援を行う勤務をいう。

３　特殊勤務手当の額は、勤務時間１時間につき250円を支給する。但し、日勤は8時間勤務、夜勤は16時間勤務とみなす。

４　特殊勤務を命ぜられた職員は、特殊勤務命令簿（別紙 1 号様式）に確認印を押さなければならない。

(資格手当)

第15条　看護師、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、介護福祉士等の国家資格を有する職員には予算の範囲内で資格を支給する。　月額3,000円

２　準看護師、栄養士、危険物取扱者には、予算の範囲内で資格手当を支給する。
月額　2,000円

３　1給与期間の全日数にわたり月額の資格手当に係る業務に従事しない場合は、その月の当該手当は支給しない。

(時間外勤務手当)

第16条　就業規則第7条第1項の規定により、正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、当該勤務の全時間に対して、勤務 1 時間につき所定の単価により時間外勤務手当を支給する。

(夜勤手当)

第１７条　職員就業規程第9条第3項の規定に基づく勤務割表により勤務する職員で、その勤務する時間が午後10時から翌日5時に至る勤務の回数に応じて、所定の単価により夜勤手当を支給する。

(管理職手当)

第１８条　管理又は監督の地位にある職員は、その特殊性に基づき管理職手当を支給する。
寮長　月額30,000円、支援課長　月額　20,000円　次長(庶務課長を含む)月　額10,000円

２　管理職職員が月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。

３　第 15 条（資格手当）及び第 16 条（時間外勤務手当）の規定は、前項管理職手当の支給を受けている職員には適用しない。

（期末・勤勉手当）

第１９条　第 4 条第 1 項の当該基準日に在職する職員に対し、期末手当及び勤勉手当を支給する。

(処遇改善一時金)

第２０条　処遇改善一時金は、次に掲げる職員に支給する。

（１）　給与規則第５条の２（給与の控除）に該当しない職員及び有期契約職員、再雇用職員とする。

（退職手当）

第２１条　職員が退職した場合には､次の各号の１による場合を除き退職手当を支給する。

（１）　就業規則第 14 条に規定する試用期間に採用を取り消された場合

（２）　就業規則第 28 条において解雇相当の懲戒処分を受けた場合

２　　退職手当の支給に関する規定は別に定める。

(その他)

第２２条　この規定に定めるもののほか、給与に関し、必要な事項は別に理事長が定める。

附　則

1　この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

2　支援費の改定等収入予算の変更により、給与月額等を変更することがある。

3　寮の健全な運営を図るため、財政的に可能であると判断される場合に限り第 7 条及び第 7 条の 2 を実施できるものであること。

・改　　正　昭和 57 年 4 月 1 日
・改　　正　昭和 62 年 4 月 1 日
・改　　正　昭和 63 年 4 月 1 日
・改　　正　平成　元年 4 月 1 日
・改　　正　平成　2 年 4 月 1 日
・改　　正　平成　3 年 4 月 1 日
・改　　正　平成　4 年 4 月 1 日
・改　　正　平成　5 年 4 月 1 日
・改　　正　平成　7 年 4 月 1 日
・改　　正　平成　8 年 4 月 1 日

但し、寒冷地手当については平成 9 年 4 月 1 日から適用（平成 8 年 12 月 19 日議決）

・一部改正　平成　9 年 4 月 1 日から適用　（平成 9 年 3 月 19 日議決）
・一部改正　平成 10 年 1 月 1 日から適用　（平成 9 年 12 月 25 日議決）

・一部改正（適用期日）

1　この規則は、議決の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する

（期末手当の額の特例）

2　平成 12 年 3 月に支給する期末手当に関わる第 7 条の 2 に定める別表 2 の中の支給基準の適用については、同表中「55/100」とあるのは「50/100」とする。

（最高号給等の切替等）

3　平成 12 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

・一部改正　（適用期日）

1　この規則は平成 15 年 1 月 1 日から適用する。

2　平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関わる第 7 条の 2 第 1 項中別表 2 の支給基準の適用については、同表中「廃止」とあるのは「100 分の 50」とする。

・一部改正　（適用期日）

1　この規則は平成 15 年１２月 1 日から適用する。

2　平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関わる第 7 条の 2 第 1 項中別表 2 の支給基準の適用については、同表中「100 分の 160」」とあるのは「100 分の 145」とする。

3　通勤手当並びに調整手当に関わる第 7 条の２第 1 項中別表２の支給基準の適用については、平成 16 年 4 月 1 日からとする。

・一部改正　（適用期日）

この規則は平成１７年４月 1 日から適用する。

・一部改正　（適用期日）

1　この規則は平成１７年４月 1 日から適用する。

（経過措置）

2　この項から附則第 4 項までにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）改正前の規則　この社会福祉法人加治川郷給与規則の一部を改正する規則の前の同給与規則をいう。

（２）経過措置対象職員　平成 17 年 10 月 31 日（以下「旧基準日」という。）から引き続き在職する職員をいう。

（３）基準世帯等区分　経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分のうち、改正前の規則を適用したとしたならば算出される寒冷地手当額が最も少なくなる世帯区分をいう。

（４）みなし寒冷地手当基準額　経過措置対象職員につき、毎月 11 月か

ら３月までの各月の初日（以下「基準日」という。）におけるその基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を５で除して得た額をいう。

3　基準日（その属する月が平成18年３月までのものに限る。）において経過措置対象職員であるものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

4　基準日（その属する月が平成18年１１月から平成22年３月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、みなし寒冷地手当基礎額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年３月まで	8,000円
平成１9年11月から平成20年３月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年３月まで	20,000円
平成21年11月から平成22年３月まで	26,000円

・一部改正　（適用期日）

1　この規則は、議決の日から施行し、平成１7年１２月１日に遡及して適用する。（平成17年12月21日議決）

（勤勉手当の額の特例）

2　平成17年12月に支給する勤勉手当に関わる第７条の２に定める別表２中の支給基準の適用については、同表中「100分の72.5」とあるのは「100分の75」とする。

・一部改正　（適用期日）

1この規則は平成18年４月１日から適用する。（平成18年３月17日議決）

・一部改正　（適用期日）

1この規則は平成19年４月１日から適用する。（平成19年３月16日議決）

・一部改正　（適用期日）

1この規則は平成21年10月１日から適用。ただし、第12条の改正は平成21年12月１日から適用（平成18年３月17日議決）

・一部改正　（適用期日）

1この規則は、平成24年４月１日から適用する。（平成23年12月22日議決

・一部改正　（適用期日）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。(平成 26 年 3 月 25 日議決)

・一部改正　（適用期日）

1 この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。(令和 1 年 12 月 13 日議決)

・一部改正　（適用期日）

1 この規則は、議決の日から施行し、令和 3 年 1 月 1 日に遡及して適用する。（令和 3 年 3 月 31 日議決）